

**（仮称）都市計画道路
伊駒アルプスロードに係る
環境影響評価方法書の概要**

**平成28年6月
長野県**

1. 事業の概要

【方法書、要約書 P1～14】

第1章 都市計画対象道路事業の名称

第2章 都市計画決定権者の名称

第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容

■都市計画対象道路事業の名称

方法書P1~2

(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード

■都市計画決定権者の名称:長野県

■代表者の氏名:長野県知事 阿部 守一 (あべしゅいち)

■住 所:長野県長野市大字南長野字幅下692-2

■事業者の名称:長野県

■代表者の氏名:長野県知事 阿部 守一 (あべしゅいち)

■住 所:長野県長野市大字南長野字幅下692-2

■都市計画対象道路事業の目的

方法書P3

①混雑の解消

- ◆交通容量の拡大、あるいは交通の分散を図る必要がある。

②円滑で安全な交通の確保

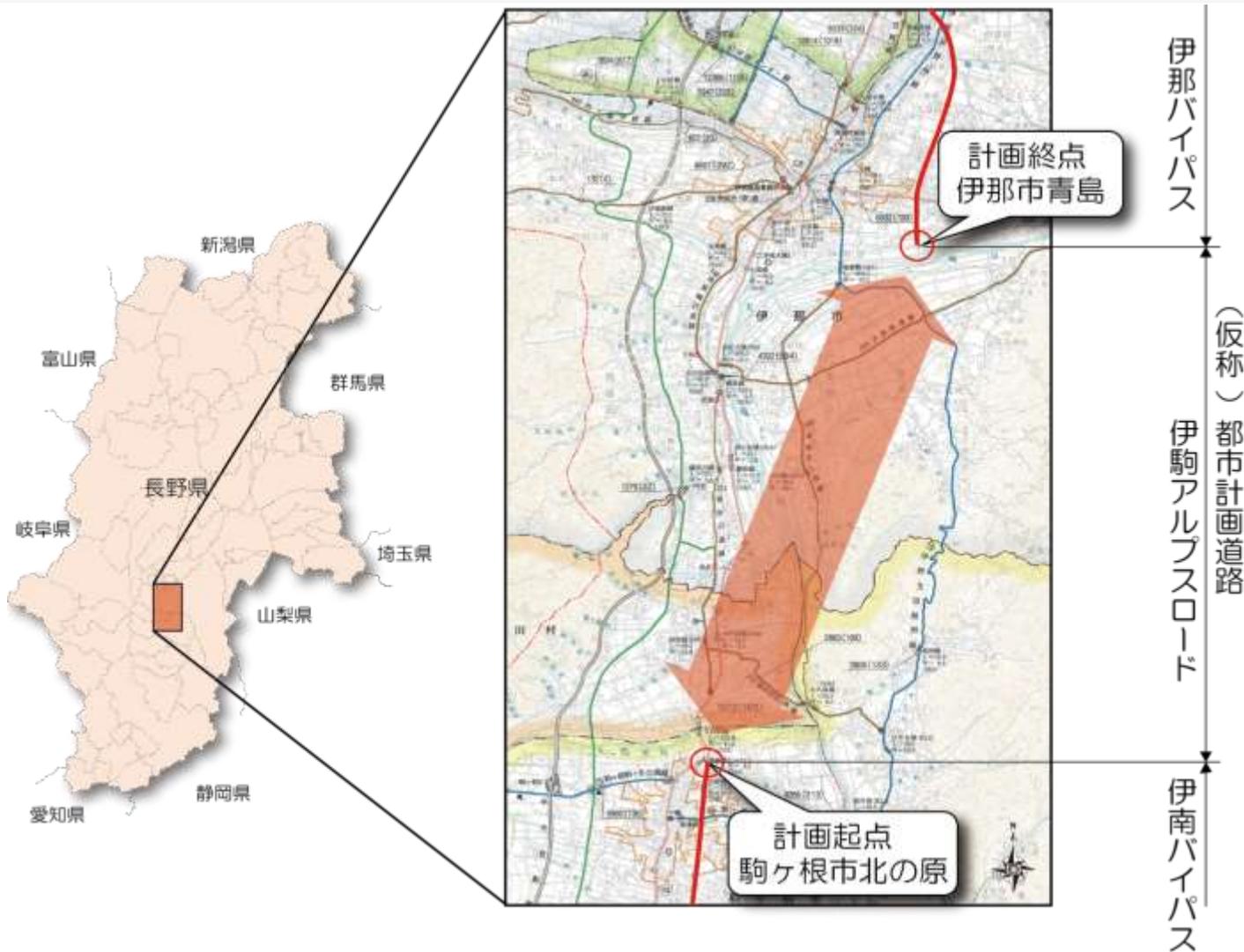
- ◆伊那谷（伊南バイパスと伊那バイパス）を結ぶ主要幹線道路（伊駒アルプスロード）が必要である。
- ◆救急車や消防車の早期到着が可能な交通網の構築が必要である。

③災害に強い道路網の構築

- ◆災害発生時において、緊急車両が確実に通行でき、道路が寸断されることの無い幹線的な緊急輸送路が必要である。
- ◆中央自動車道が通行止めの際、通行車両が迂回し、交通に支障をきたさない十分な幅の代替道路が必要である。

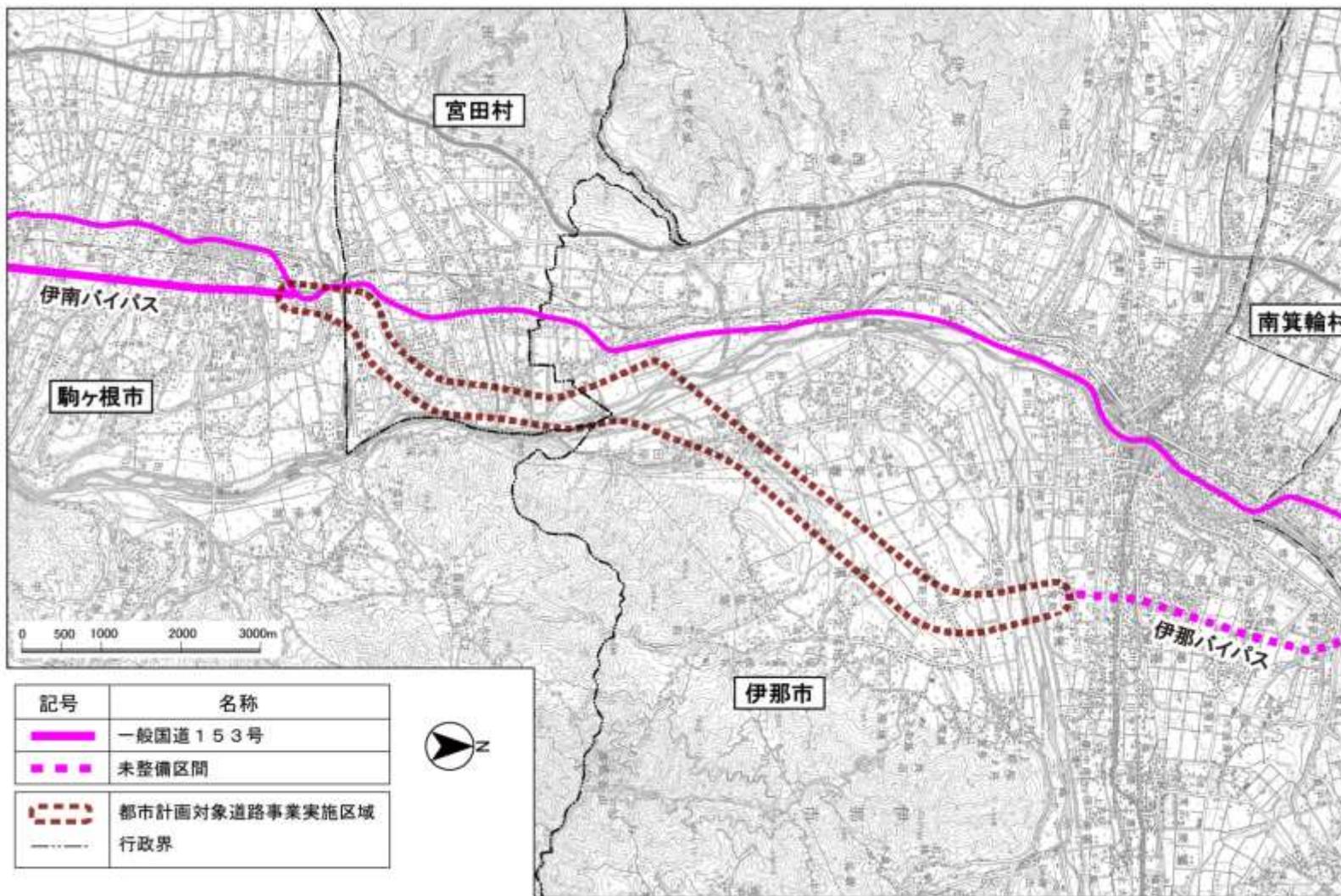
■都市計画対象道路事業の位置

方法書P4



■都市計画対象道路事業実施区域の位置

方法書P6



■ 都市計画対象道路事業の内容

方法書P7～8

項目	主な内容	
事業の種類	一般国道の改築	
事業の規模	事業予定地となる市村	長野県 駒ヶ根市、宮田村、伊那市
	道路延長	約 11km
	車線数	4 車線
	道路区分	第 3 種第 2 級
	設計速度	60 km /h
	道路構造の概要	平面、盛土、切土及び橋梁、高架

■ 事業の経緯

方法書P9～10

伊駒アルプスロード検討委員会(第三者委員会)

第1回 H23.12.27 第2回 H24. 2.27
第3回 H24. 9.20 第4回 H24.12.25
第5回 H27. 3. 3
住民説明会 H24.1.25 ~ H24.11.1(18回)
住民アンケート H24.1 ~ H24.11(3回)

天竜川右岸地区住民検討会(住民代表)

第1回 H25. 6.28 第2回 H25. 7.30
第3回 H25. 9.18 第4回 H25.11. 6
第5回 H27. 3. 3

住民説明会(駒ヶ根市、宮田村、伊那市)

H27. 3.11 ~ H27. 3.24(8回)
ルート帯の選定案について説明

住民説明会(駒ヶ根市、宮田村、伊那市)

H27.4.20 ~ H27.4.23(4回)
3月の説明会で頂いたご意見に対する県の考え方と今後の進め方について説明

関係市村長会議(駒ヶ根市、宮田村、伊那市)

H27.5.8
経緯説明及び意見聴取

計画段階環境配慮書の手続き

国土交通大臣への送付、知事、市村長への意見照会、
公告(公表) H27.10.29
説明会(駒ヶ根市、宮田村、伊那市)
H27.11.12 ~ 11.17(4回)
縦覧及び意見書受付 H27.10.29 ~ H27.12.14
知事、市村長からの意見 H27.12.21 ~ H27.12.28
国土交通大臣からの意見 H28.1.27

関係市村長会議(駒ヶ根市、宮田村、伊那市)

H28.2.10
配慮書手続き及びルート帯決定報告

■事業の経緯

方法書P14

国道153号 伊駒アルプスロード ルート帯の決定

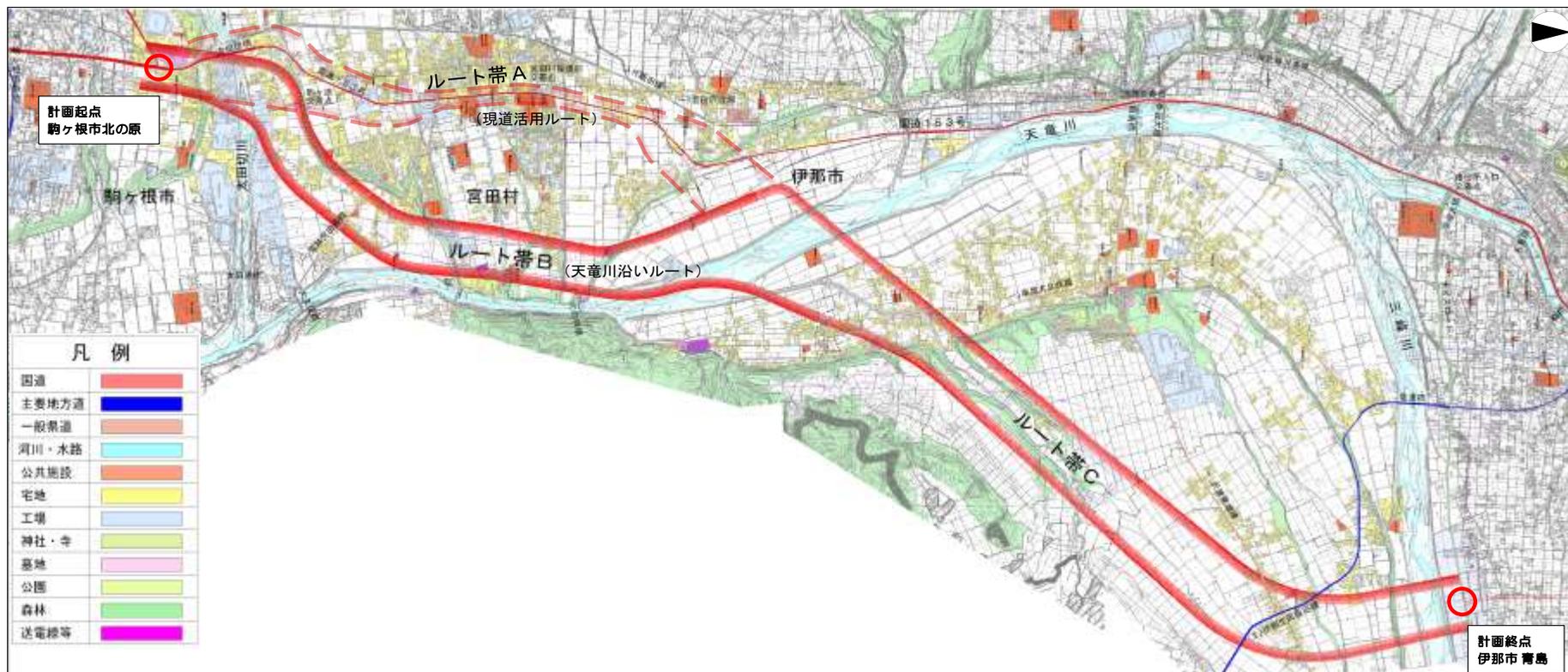
(項目別評価)

- 交通(安全)** 現道の渋滞解消、交通ネットワークの形成、道路の安全性確保の全ての面で「ルート帯B+C」が優れます。
- 環境** 大気質、騒音などの生活環境への影響は「ルート帯B+C」が、動物・植物への影響は「ルート帯A+C」がそれぞれ優れますが、全体としては同程度と評価します。
- 地域への影響** 農地への影響は「ルート帯A+C」が、施工時の影響等は「ルート帯B+C」がそれぞれ優れますが、全体としては同程度と評価します。
- 事業性(費用)** 事業費、整備期間ともに「ルート帯B+C」が優れます。

■事業の経緯

方法書P14

このような観点から総合的に判断し、伊駒アルプスロードのルート帯を
「**ルート帯B（天竜川沿いルート）** + **ルート帯C**」に決定
しました。



2. 地域の概要

【方法書 P15～236、要約書P15～20】

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及び
その周囲の概況

■ 地域特性 ～ 自然的状況

方法書P15～236

大気環境	過去 10 年間の平均は気温 12.0℃、降水量 1563.3 mm、風速 2.6m/s です。大気質及び騒音は、光化学オキシダントが環境基準を達成していません。
水環境	浮遊物質等 3 項目が環境基準を達成していません。地下水は、テトラクロロエチレン等 3 項目が環境基準を達成していません。
土壌、地盤	灰色低地土壌、黒ボク土壌及び多湿黒ボク土壌、褐色森林土壌の分布がみられます。
地形、地質	地形は、扇状地性低地、台地、丘陵地、山地がみられます。地質は、堆積岩類、付加体、火成岩類、変成岩類があります。重要な地形及び地質として「天竜川右岸の河岸段丘と新規断層」があります。
動植物、生態系	重要な哺乳類 12 種、鳥類 59 種、両生類 6 種、爬虫類 3 種、魚類 18 種、昆虫類 135 種、底生動物 20 種、陸産貝類 1 種の確認記録があります。重要な植物群落等 28 件(天然記念物 13 件、巨樹 13 件、巨木林 9 件、重要な植物群落 1 件)、重要な植物種 252 種(維管束植物 194 種、非維管束植物 58 種)の確認記録があります。自然環境の類型区分は、山地 2 類型に、台地・低地 3 類型、河川 2 類型、合計 7 類型に整理できます。
景観、人触れ*	景観は、2 つのアルプスが遠望でき、田園景観、山里景観、河川景観、山地景観が見られます。人と自然との触れ合いの活動の場の資源として、公園、緑地、サイクリングロード、寺社、山地があります。

※人触れとは、人と自然との触れ合いの活動の場を示します。

■地域特性 ～ 社会的状況

方法書P15～236

人口、産業	3市村の人口は、長野県の約5%となっています。産業別就業者数は、第3次産業の割合が大きくなっています。
土地利用	山林が最も多く、次に原野、田、宅地が多くなっており、長野県全体に比べると畑の割合が小さくなっています。
河川等利用	河川の水利用は、発電とかんがいの割合が多くなっています。水道は、水道用水企業団からの受水、河川水、井戸水、湧水の利用割合が大きくなっています。
交通	中央自動車道の他、国道2路線、主要地方道4路線、一般県道10路線があります。鉄道は、飯田線があります。
学校、住居等	学校・病院その他の環境の保全に配慮が特に必要な施設が149箇所あります。人口集中地区(DID地区)が2箇所あります。
下水道	3市村では、汚水処理人口の普及率が、9割を超えています。
法令等	文化財保護法に基づき指定される文化財等は、天然記念物13箇所、史跡18箇所、有形文化財(建造物)21箇所があります。名勝及び重要文化的景観はありません。また、埋蔵文化財包蔵地が多数存在します。 主な法令として騒音、振動及び水質汚濁に関する基準の規制区域等があります。
その他	産業廃棄物処理施設として、最終処分場はありません。中間処理施設が45施設あります。

3. 配慮書の概要及び意見

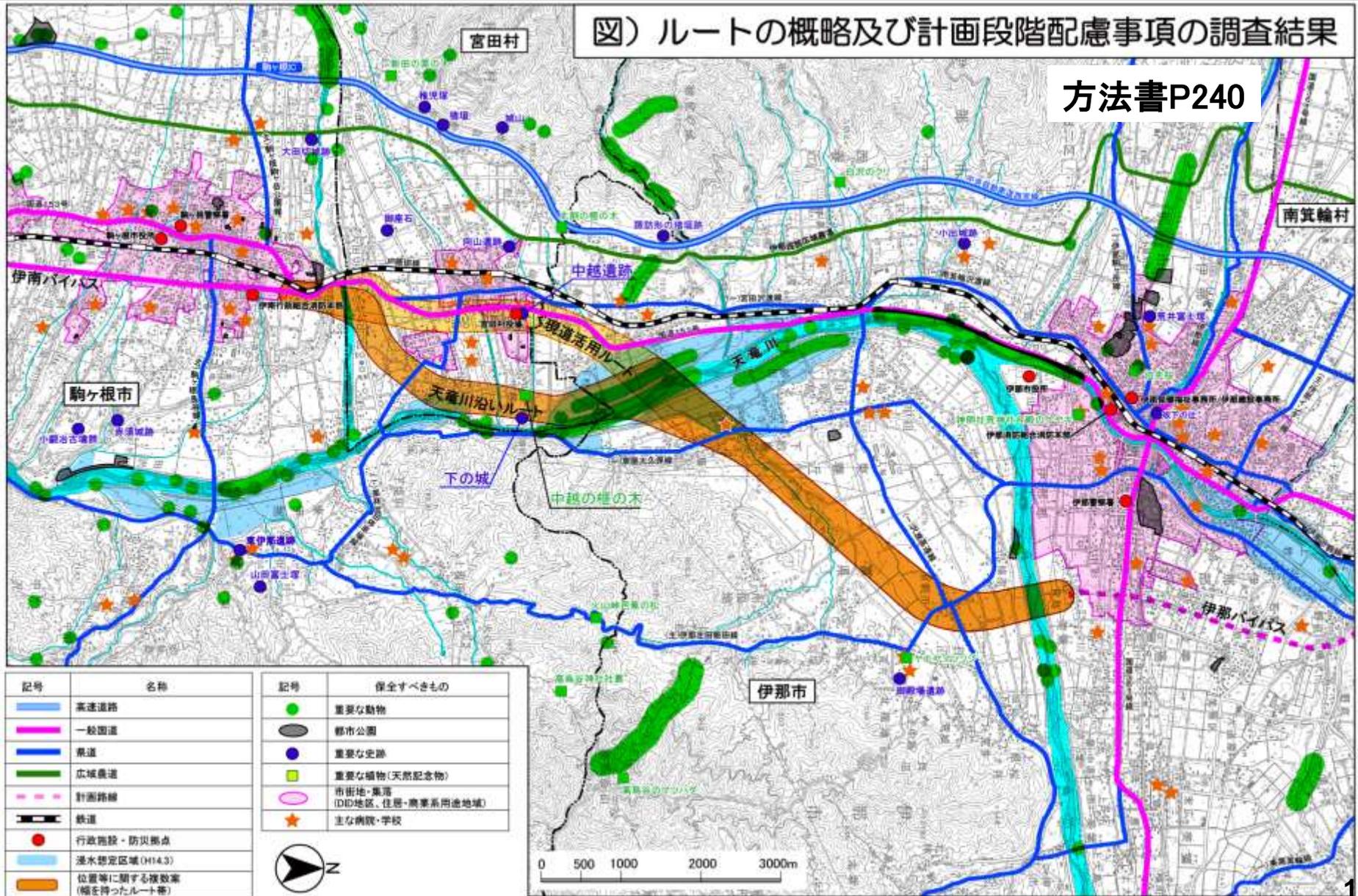
【方法書 P237～250、要約書P21～34】

第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

第6章 配慮書に対する国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

第7章 配慮書に対する意見と都市計画決定権者の見解

3. 配慮書の概要及び意見



3. 配慮書の概要及び意見

4 計画段階配慮事項ごとに調査、 予測及び評価の結果をとりまとめたもの

方法書P239

4.3 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果

表) 案ごとに選定された環境要素の影響の程度

評価項目	現道活用ルート	天竜川沿いルート
大気質、騒音、 超低周波音 及び振動	<ul style="list-style-type: none">・本ルート帯は、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）を通過するものとする。・市街地・集落（DID地区、住居・商業系用途地域）の大気質に影響を与える可能性があるとして評価する。・騒音及び超低周波音、振動により、市街地・集落（DID地区、住居・商業系用途地域）へ影響を与える可能性があるとして評価する。	<ul style="list-style-type: none">・本ルート帯は、市街地・集落（DID地区、住居・商業系用途地域）を概ね回避するものと予測する。・市街地・集落（DID地区、住居・商業系用途地域）の大気質に影響を与える可能性はあるが、現道活用ルートよりも小さいと評価する。・騒音及び超低周波音、振動により、市街地・集落（DID地区、住居・商業系用途地域）へ影響を与える可能性はあるが、現道活用ルートよりも小さいと評価する。

3. 配慮書の概要及び意見

4 計画段階配慮事項ごとに調査、 予測及び評価の結果をとりまとめたもの

方法書P239

4.3 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果

表) 案ごとに選定された環境要素の影響の程度

評価項目	現道活用ルート	天竜川沿いルート
動物	<ul style="list-style-type: none">・本ルート帯は、重要な動物の生息地のうち、天竜川及びその周辺を通過するものと予測する。・動物の重要な種の生息地に影響を与える可能性はあるが、天竜川沿いルートよりも小さいと評価する。	<ul style="list-style-type: none">・本ルート帯は、重要な動物の生息地のうち、天竜川及びその周辺を通過するものと予測する。・動物の重要な種の生息地に影響を与える可能性があると評価する。
植物	<ul style="list-style-type: none">・本ルート帯は、重要な植物（天然記念物）の生息地を概ね回避するものと予測する。・重要な植物（天然記念物）の生息地に影響を与える可能性はあるが天竜川沿いルートよりも小さいと評価する。	<ul style="list-style-type: none">・本ルート帯は、重要な植物（天然記念物）の生息地のうち中越の榎の木を通過するものと予測する。・重要な植物（天然記念物）の生息地に影響を与える可能性があると評価する。

3. 配慮書の概要及び意見

4 計画段階配慮事項ごとに調査、 予測及び評価の結果をとりまとめたもの

方法書P239

4.3 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果

表) 案ごとに選定された環境要素の影響の程度

評価項目	現道活用ルート	天竜川沿いルート
生態系	<ul style="list-style-type: none">・本ルート帯は、都市公園及び自然公園を概ね回避するものと予測する。・生態系の保全上重要であって、まともに存在する自然環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。	<ul style="list-style-type: none">・本ルート帯は、都市公園及び自然公園を概ね回避するものと予測する。・生態系の保全上重要であって、まともに存在する自然環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。

(参考)関連する調査項目

評価項目	現道活用ルート	天竜川沿いルート
重要な史跡	<ul style="list-style-type: none">・本ルート帯は、重要な史跡のうち、中越遺跡を通過するものと予測する。・重要な史跡に影響を与える可能性がある	<ul style="list-style-type: none">・本ルート帯は、重要な史跡のうち、下の城を通過するものと予測する。・重要な史跡に影響を与える可能性がある

4 計画段階配慮事項ごとに調査、 予測及び評価の結果をとりまとめたもの

方法書P237

4.3 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査は、既存資料に基づき「検討対象」の位置・分布を把握した。

予測では、回避等の状況を記載し、環境の状況の変化を把握した。

選定された環境要素のルート毎の影響の程度は、道路整備を行う場合に、環境面において最も気を付けることが**重要である**と住民が考えている生活環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）については、天竜川沿いルートの方が現道活用ルートよりも影響を与える可能性が少ないと評価した。

3. 配慮書の概要及び意見

4 計画段階配慮事項ごとに調査、 予測及び評価の結果をとりまとめたもの

方法書P237

また、動物については天竜川沿いルートに多く含まれ、植物については天竜川沿いルートに、重要な史跡は現道活用ルートと天竜川沿いルートのルート帯に含まれ、環境に影響を与える可能性があるとして評価した。

そこで、道路の概略的な位置を決定する段階では、できる限り重要な動物種の生息地等や重要な植物（天然記念物）の生育地等、生態系の**保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、重要な史跡を避けて計画する。**

なお、各評価項目について、回避が困難又は必ずしも**十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。**

3. 配慮書の概要及び意見

方法書P241～250

主な意見の概要

- ・ 計画段階や環境影響評価の資料及び手続きに関する意見
- ・ 環境影響評価で取り扱う項目に関する意見
- ・ 交通ネットワークや地域づくりに関する意見
- ・ 事業実施区域の選定に関する意見



主な見解の概要

- ・ より分かり易い図書の作成、各段階の適切な手続きに努めます
- ・ 今後の環境影響評価手続きで検討、反映します
- ・ 地域の意見に配慮し、地域づくりに協力します
- ・ ルート、構造検討において配慮します

4. 項目の選定

【方法書 P251～252、要約書P35～36】

第8章 第一種道路事業に係る環境影響評価の項目
並びに調査・予測・評価の手法

4. 項目の選定

環境要素の区分				影響要因の区分						存在・供用		
				建設機械の稼働	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	水底の掘削	掘削(地表式又は道路(地表式又は掘削式)の存在)	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素・浮遊粒子状物質	●				●			●	
			粉じん等	●				●				
		騒音	騒音	●				●			●	
		振動	振動	●				●			●	
	水環境	水質	水の濁り			●			●			
			水の汚れ					●				
		水象	河川		●					●		
			地下水		●					●		
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			●				●		
		その他	日照阻害								●	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●		●				●			
	植物	重要な種及び群落			●				●			
	生態系	地域を特徴づける生態系			●				●			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源							●			
		主要な眺望景観							●			
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								●			
歴史的文化的な遺産の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財	文化財							●			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		●								

5. 手法の選定

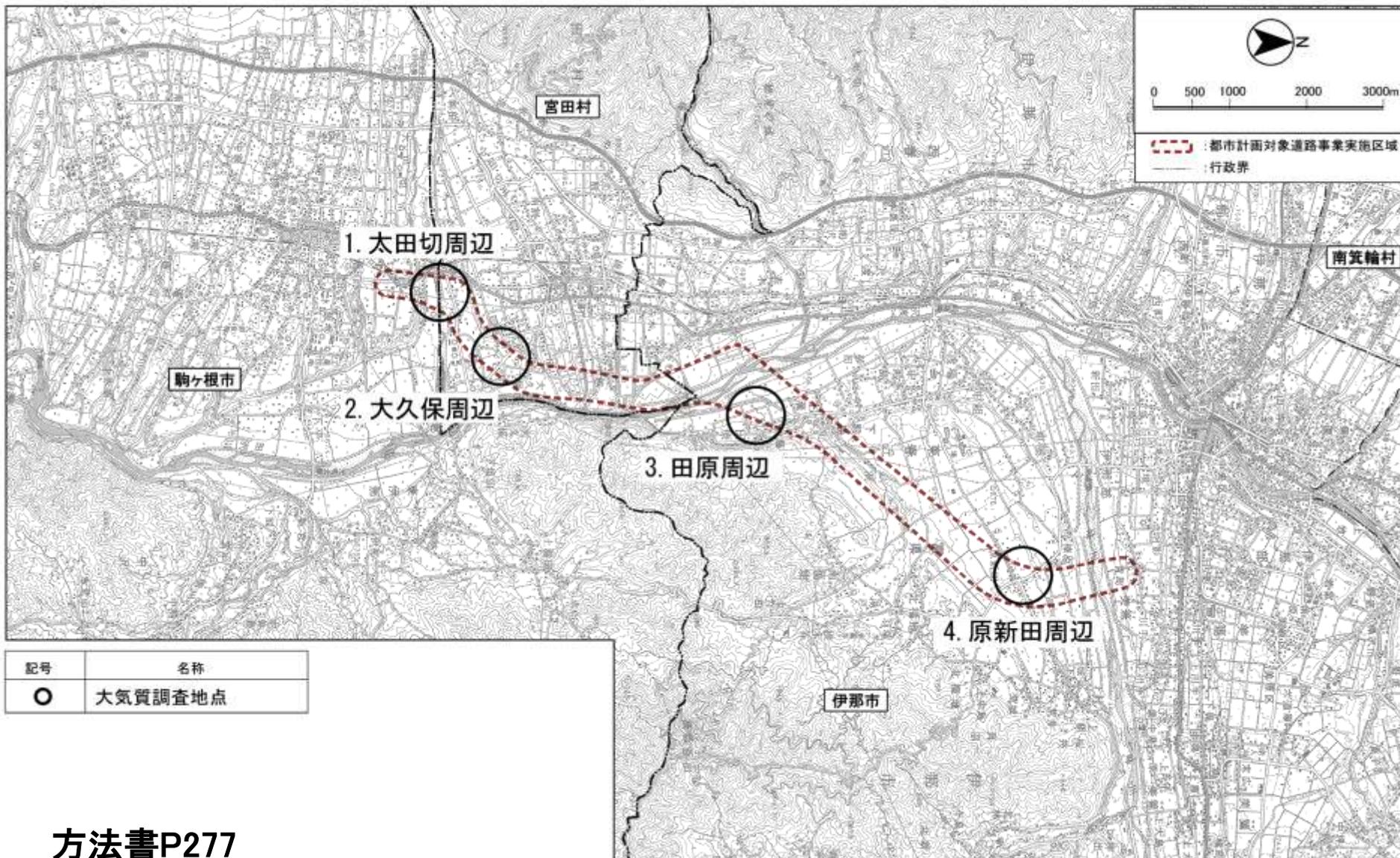
【方法書 P251～279、要約書P35～61】

第8章 第一種道路事業に係る環境影響評価の項目
並びに調査・予測・評価の手法

5-1 大気質

【方法書 P253～255、要約書P37～39】

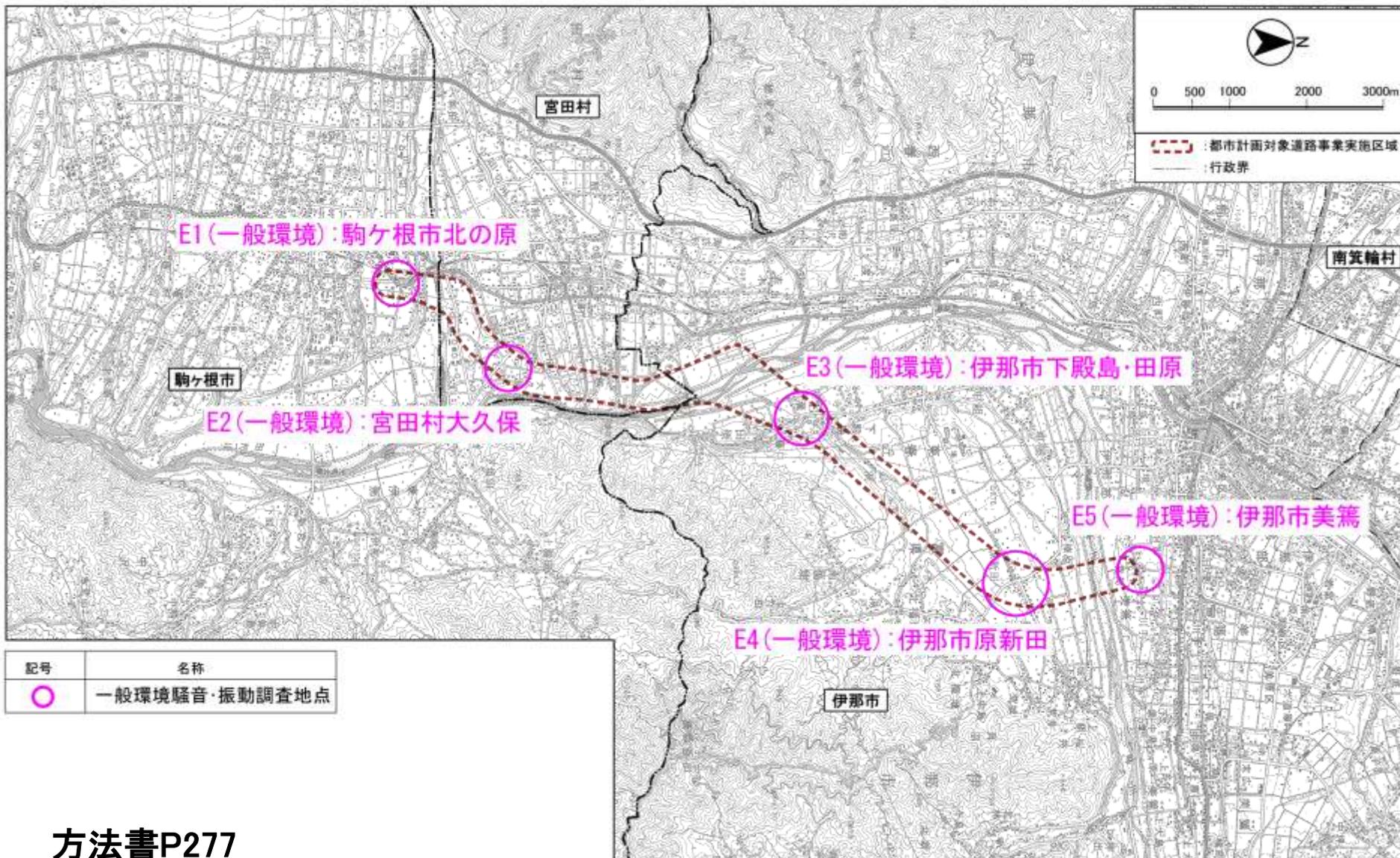
環境要素	大気質
調査の手法	二酸化窒素 (NO ₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、気象の状況を文献及び現地調査により実施
予測の手法	正規型プルーム式及び積分型簡易パフ式等による予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価 環境基準等との整合が図られているか否かについても評価

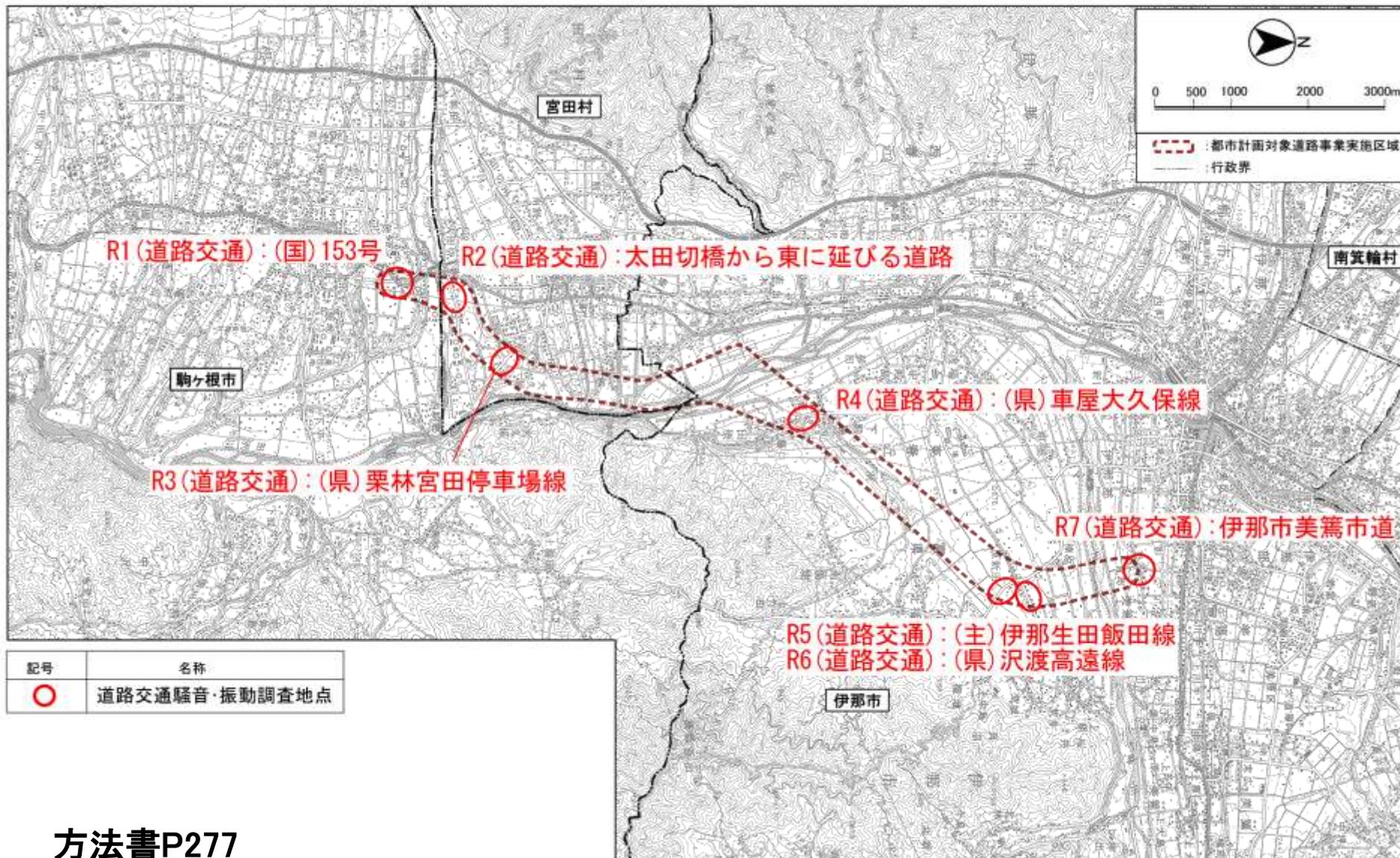


5-2 騒音

【方法書 P256～258、要約書P40～42】

環境要素	騒音
調査の手法	騒音、地表面、沿道の状況を文献及び現地調査により実施
予測の手法	日本音響学会式等による予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価 環境基準等との整合が図られているか否かについても評価

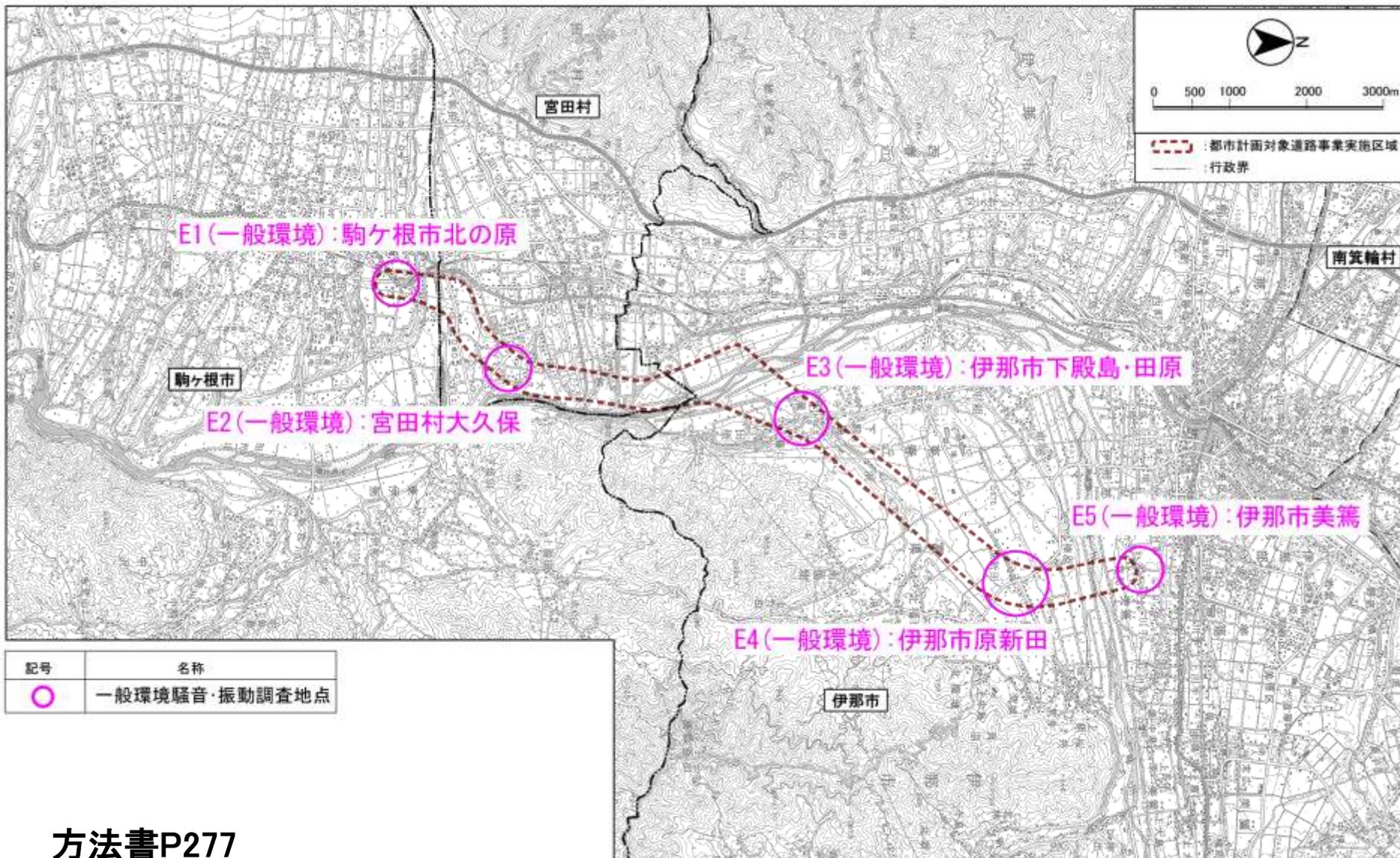


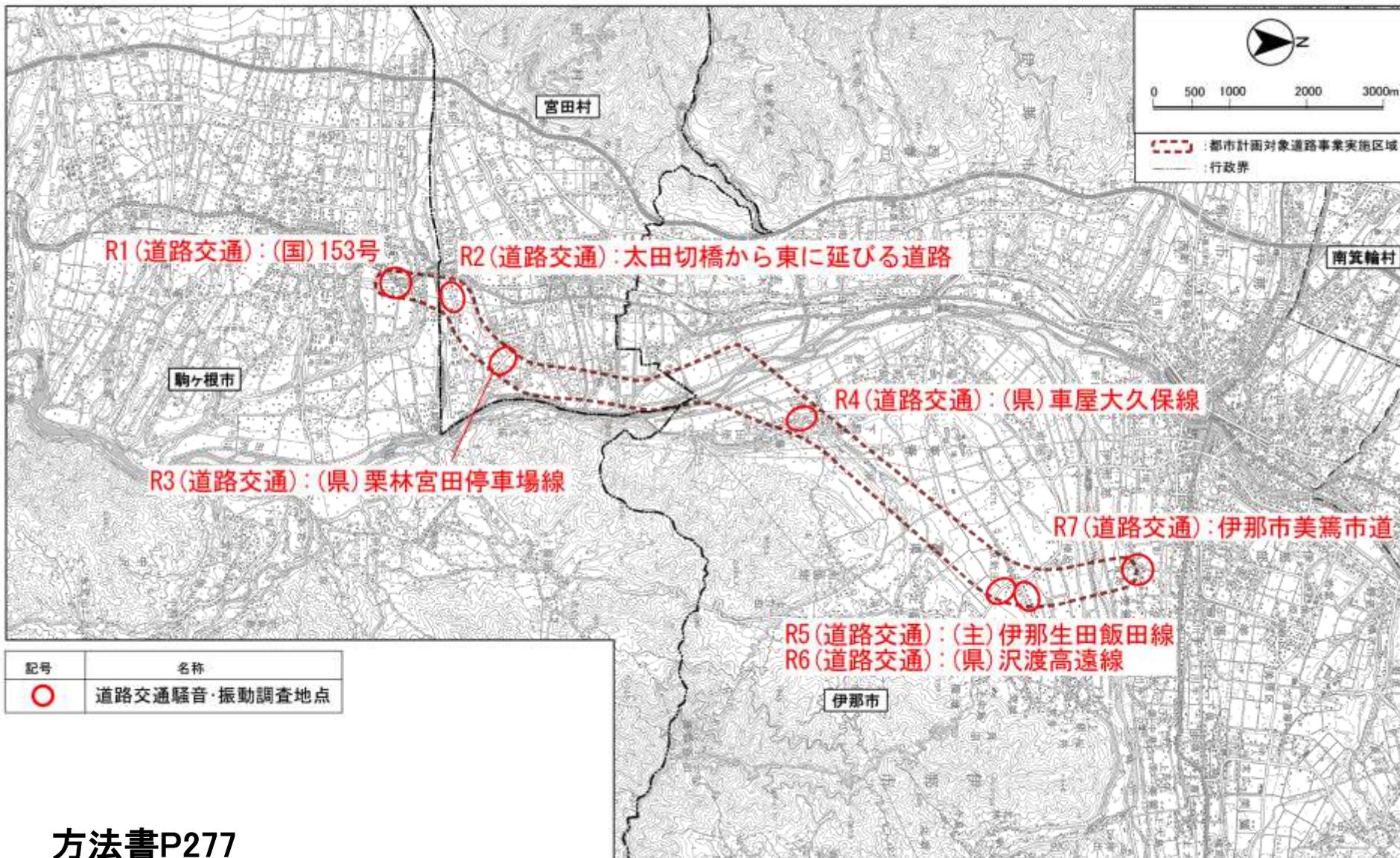


5-3 振動

【方法書 P259～261、要約書P43～45】

環境要素	振 動
調査の手法	振動、地盤の状況を文献及び現地調査により実施
予測の手法	建設省土木研究所提案式等の手法による予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価 環境基準等との整合が図られているか否かについても評価





5-4 低周波音

【方法書 P262、要約書P46】

環境要素	低周波音
調査の手法	住居等の配置の状況を文献及び現地調査により実施
予測の手法	既存調査結果より導かれた予測式等による予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価 環境基準等との整合が図られているか否かについても評価

■調査の手法

調査地域

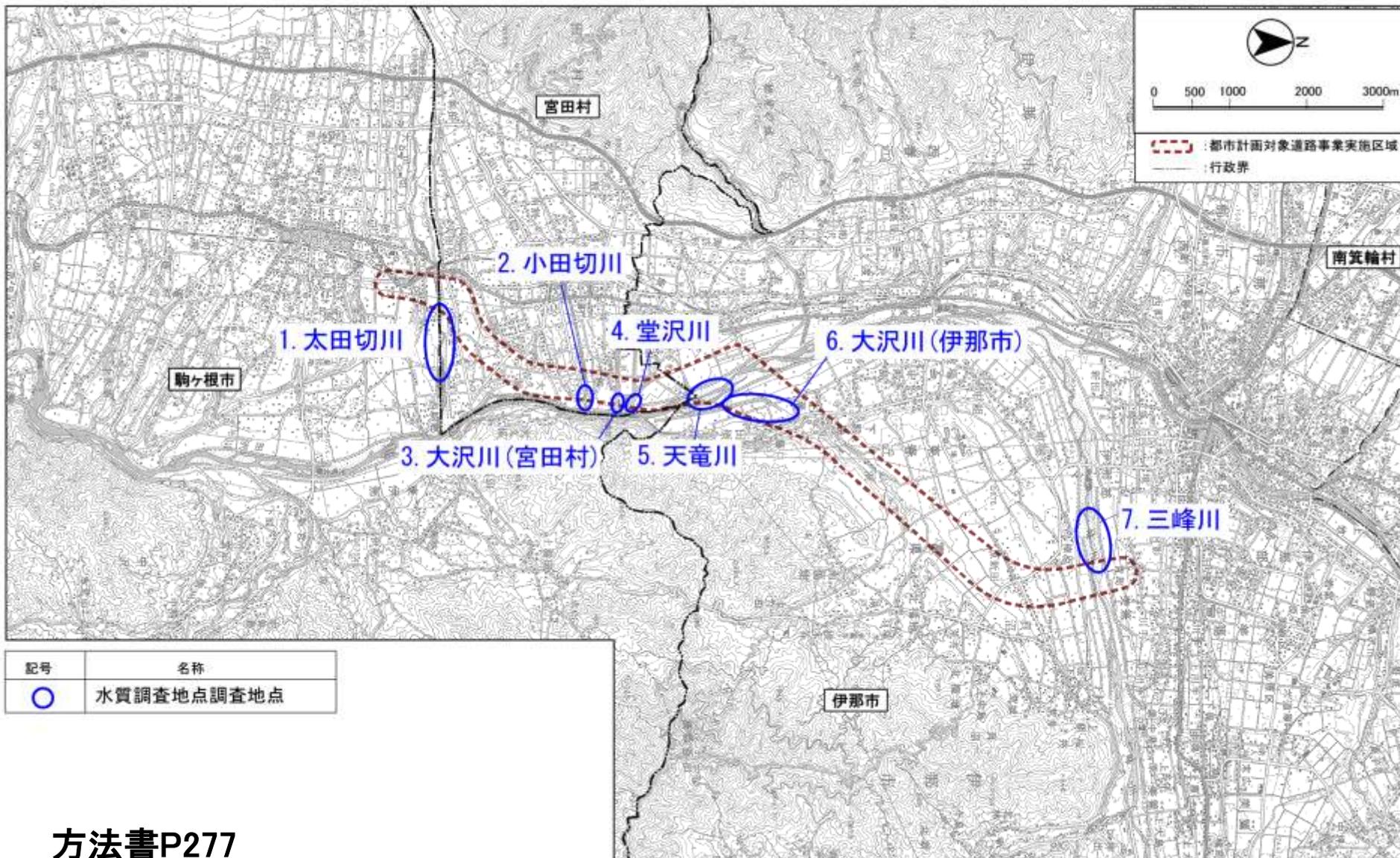
道路構造が橋若しくは高架となると想定され、かつ、低周波音に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域に住居等の保全対象が立地又は立地が計画されている地域とする。

想定される調査地域は、駒ヶ根市大田切の集落及びその周辺より選定することが考えられる。

5-5 水質

【方法書 P263～265、要約書P47～49】

環境要素	水質
調査の手法	水質、水象、気象、土質、水底の土砂の状況を文献及び現地調査により実施
予測の手法	定性的な予測手法、又は事例の引用又は解析による予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価



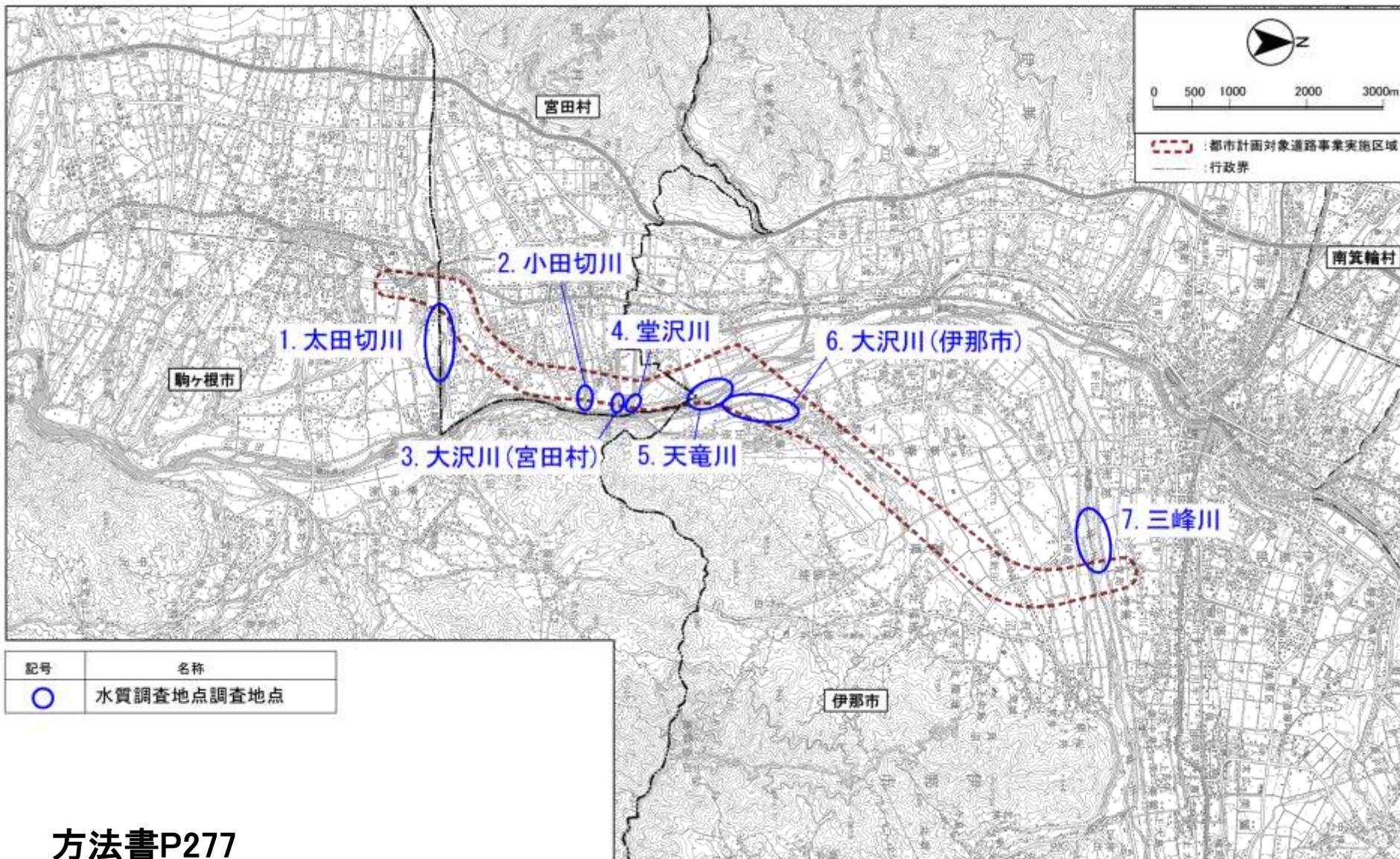
5-6 水象

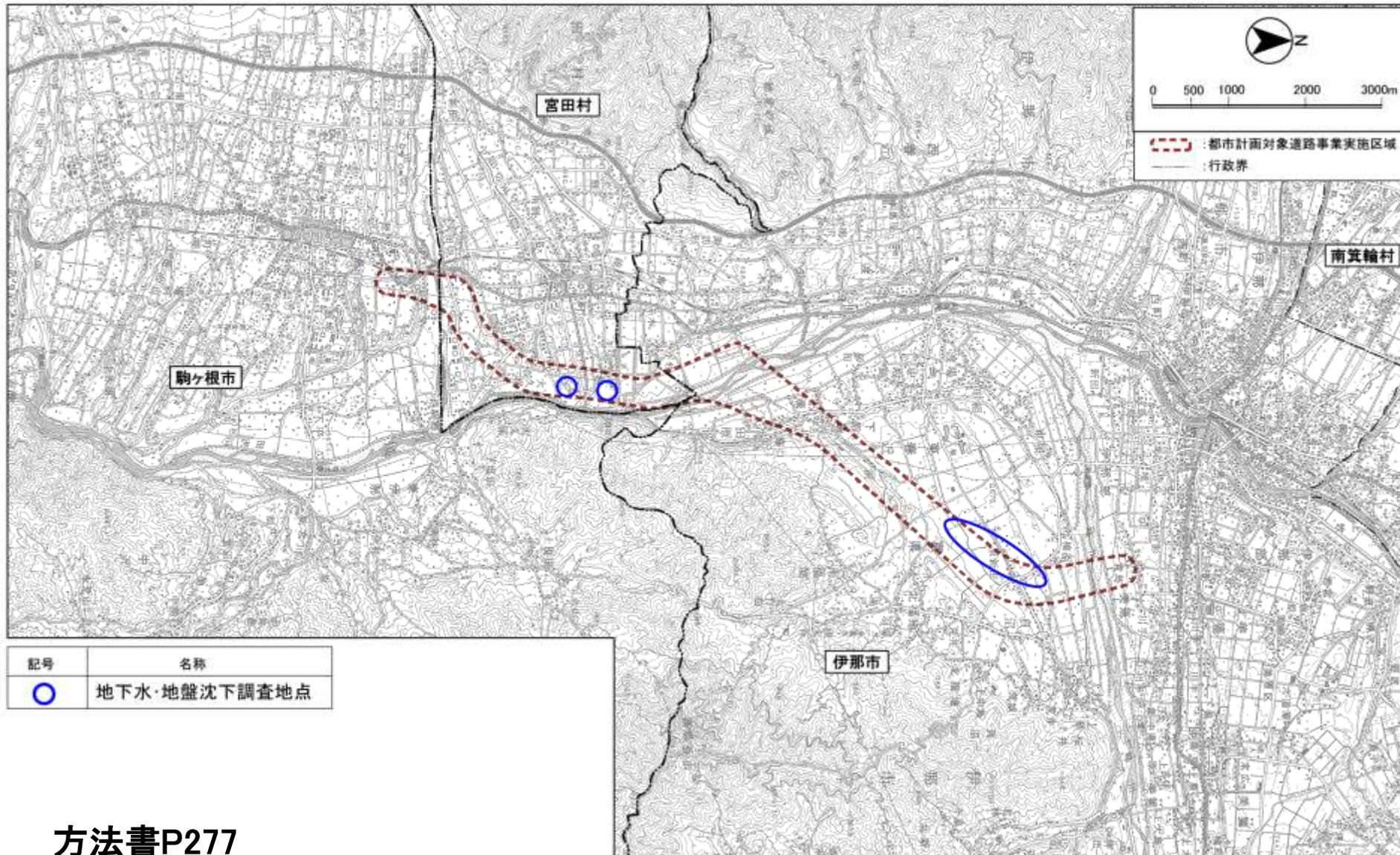
【方法書 P266～267、要約書P50～51】

方法書P253～255、P277

環境要素	水象
調査の手法	流量、流況、浸食・堆砂の状況、水道水源の状況、地下水位の状況、帯水層の地質・水理の状況、水象の状況を文献及び現地調査により実施
予測の手法	事例の引用又は解析による手法による予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価

方法書P266～267





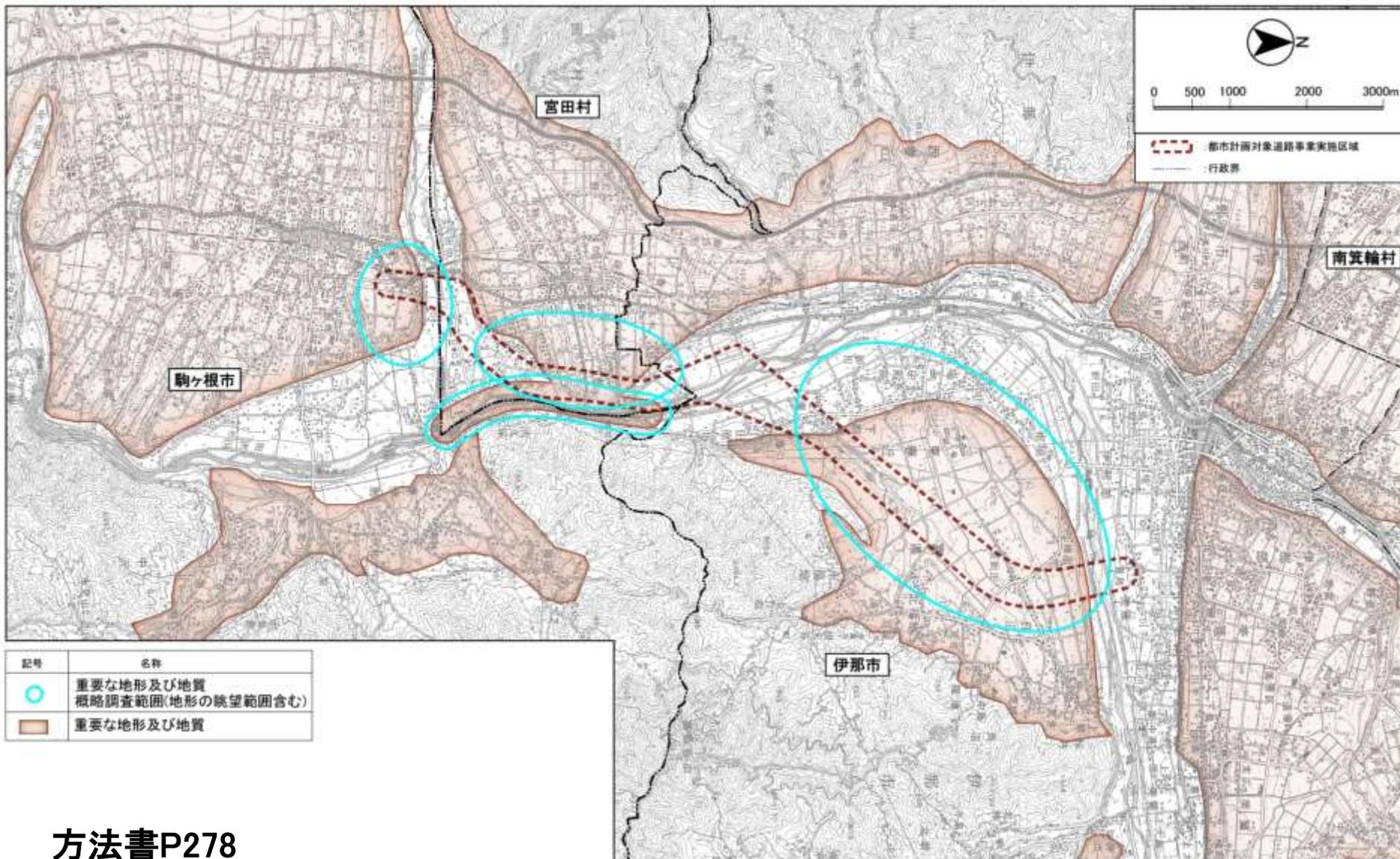
5-7 地形及び地質

【方法書 P268、要約書P53】

環境要素	地形及び地質
調査の手法	地形及び地質の概況、重要な地形及び地質の分布、状態および特性を文献及び現地調査により実施
予測の手法	科学的な知見や類似事例を参考に予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価

5.手法の選定

5-7 地形及び地質



5-8 日照阻害

【方法書 P269、要約書P54】

環境要素	日照阻害
調査の手法	土地利用の状況、地形の状況を文献及び現地調査により実施
予測の手法	日影図により予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価

■調査の手法

調査地域

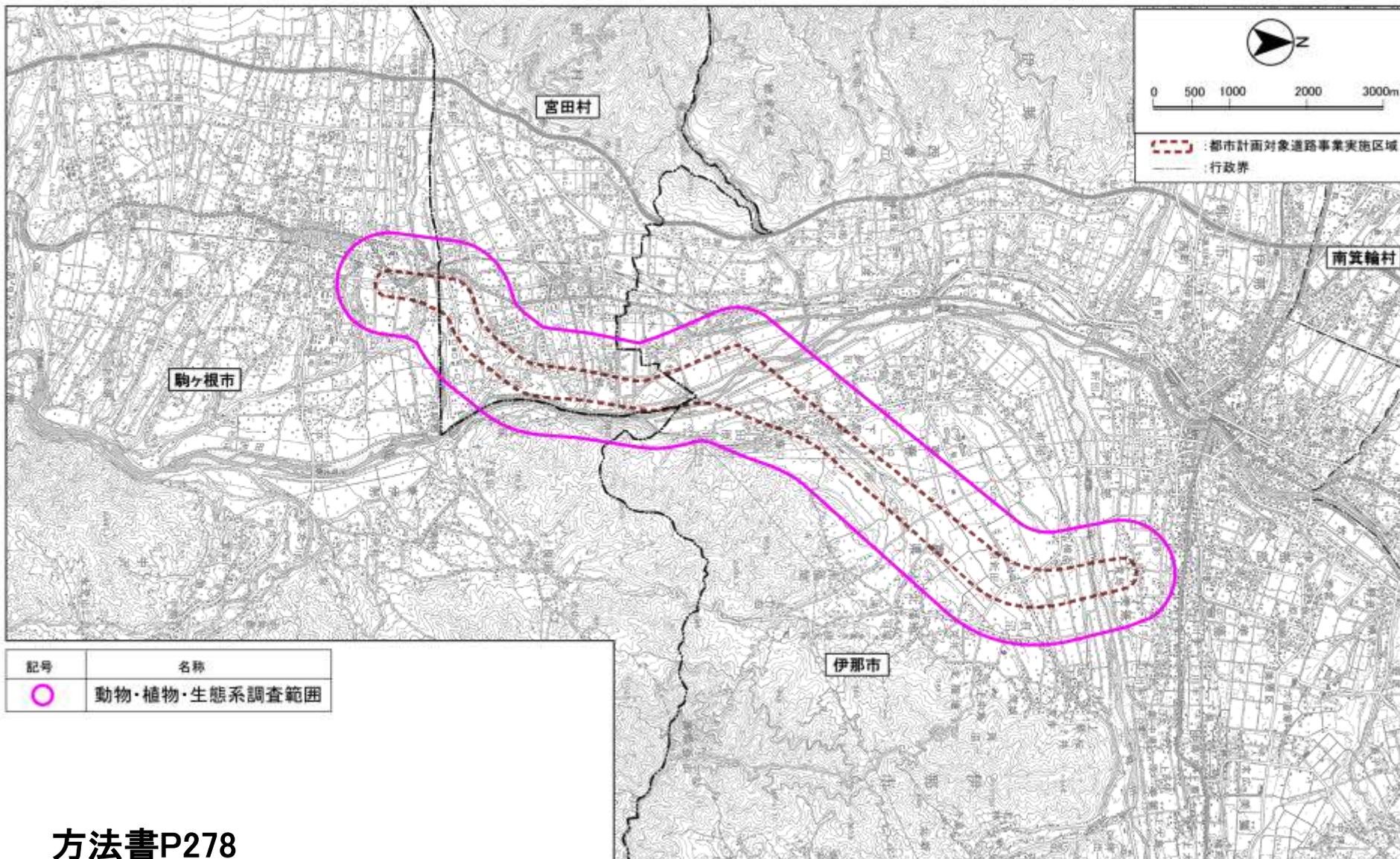
高架構造物の周辺地域において、日照阻害を及ぼすと予想される範囲（冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生じる範囲）を含む地域とします。

想定される調査地域は、駒ヶ根市大田切の集落及びその周辺より選定することが考えられる。

5-9 動物

【方法書 P270、要約書P55】

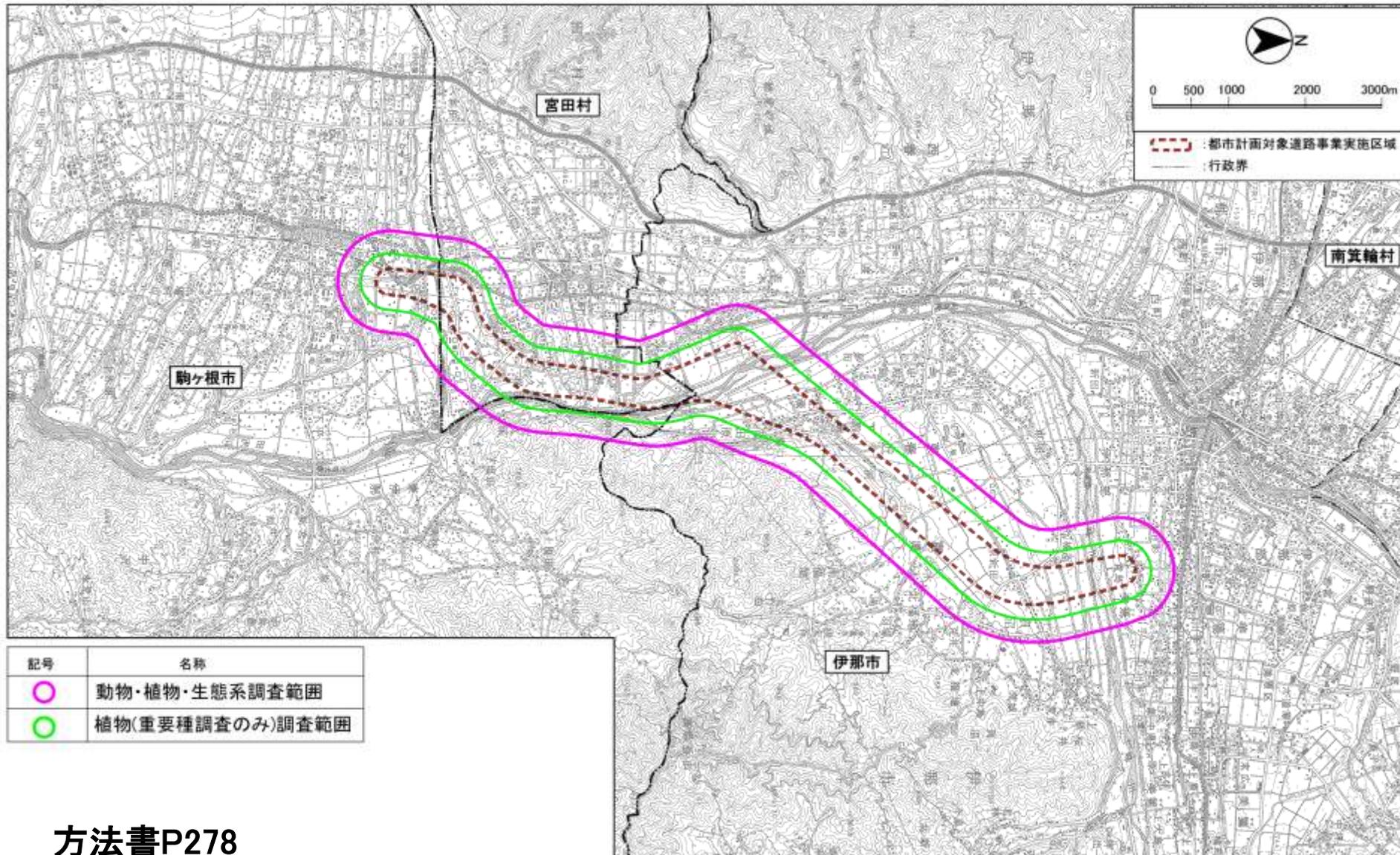
環境要素	動物
調査の手法	動物相の状況、重要な種等の状況を直接観察、捕獲採取、痕跡確認等の文献及び現地調査により実施
予測の手法	科学的な知見や類似事例を参考に予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価



5-10 植物

【方法書 P271、要約書P56】

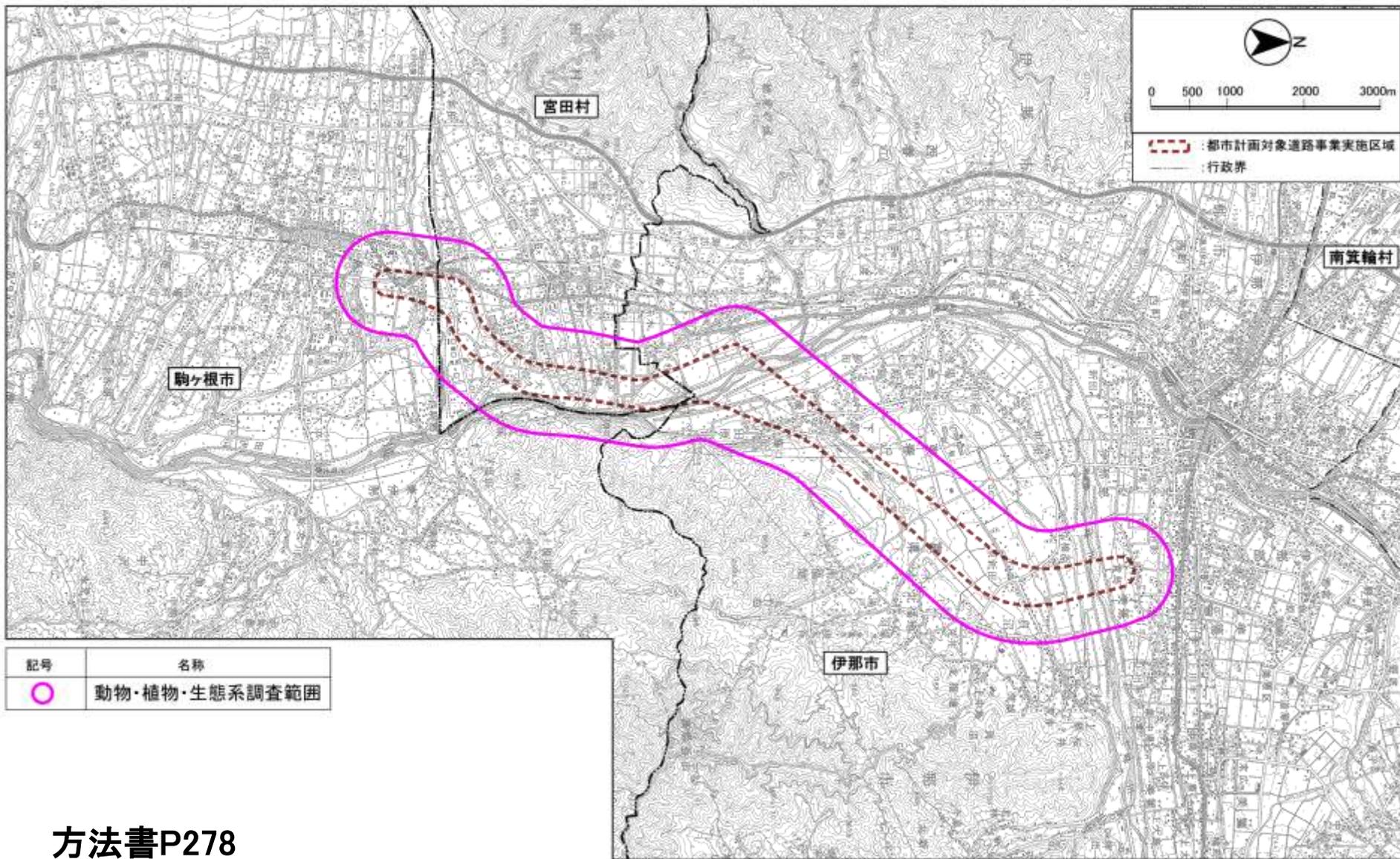
環境要素	植 物
調査の手法	植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の状況を目視等による文献及び現地調査により実施
予測の手法	科学的な知見や類似事例を参考に予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価



5-11 生態系

【方法書 P272、要約書P57】

環境要素	生態系
調査の手法	動植物その他の自然環境に係る概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況を目視等による文献及び現地調査により実施
予測の手法	科学的な知見や類似事例の引用その他の手法による予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価



5-12 景観

【方法書 P273、要約書P58】

環境要素	景観
調査の手法	主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況を文献及び写真撮影等により実施
予測の手法	重ね合わせ、図上解析に基づく、改変の位置、程度及び視覚的な表現方法による変化の程度を予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価

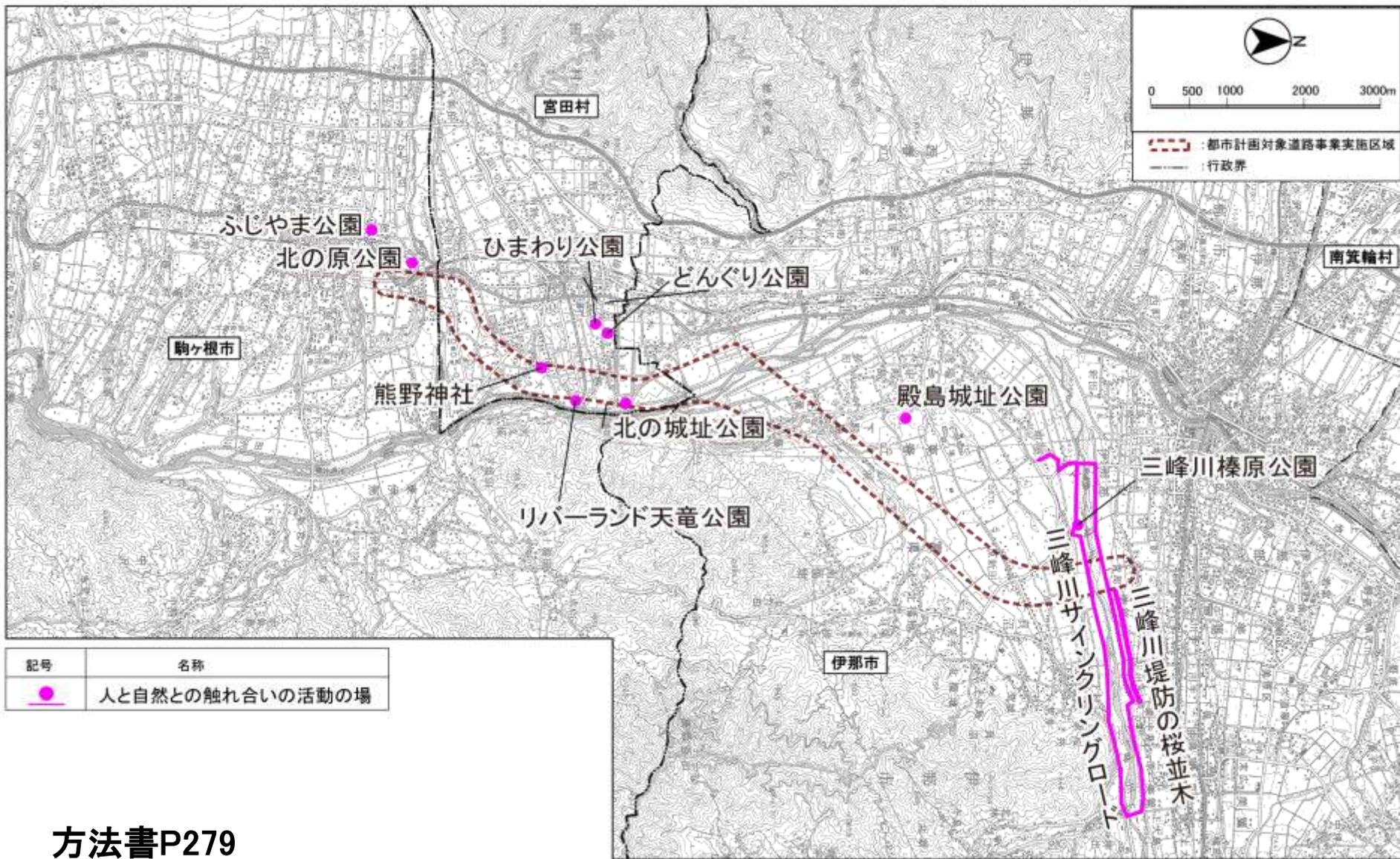


5-13 人触れ

【方法書 P274、要約書P59】

環境要素	人触れ※
調査の手法	人と自然との触れ合いの活動の場の概況、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況を文献及び現地調査により実施
予測の手法	重ね合わせ、図上解析に基づく、改変の位置、程度及び到達時間・距離の変化、近傍の風景の変化が生じる位置・程度を予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価

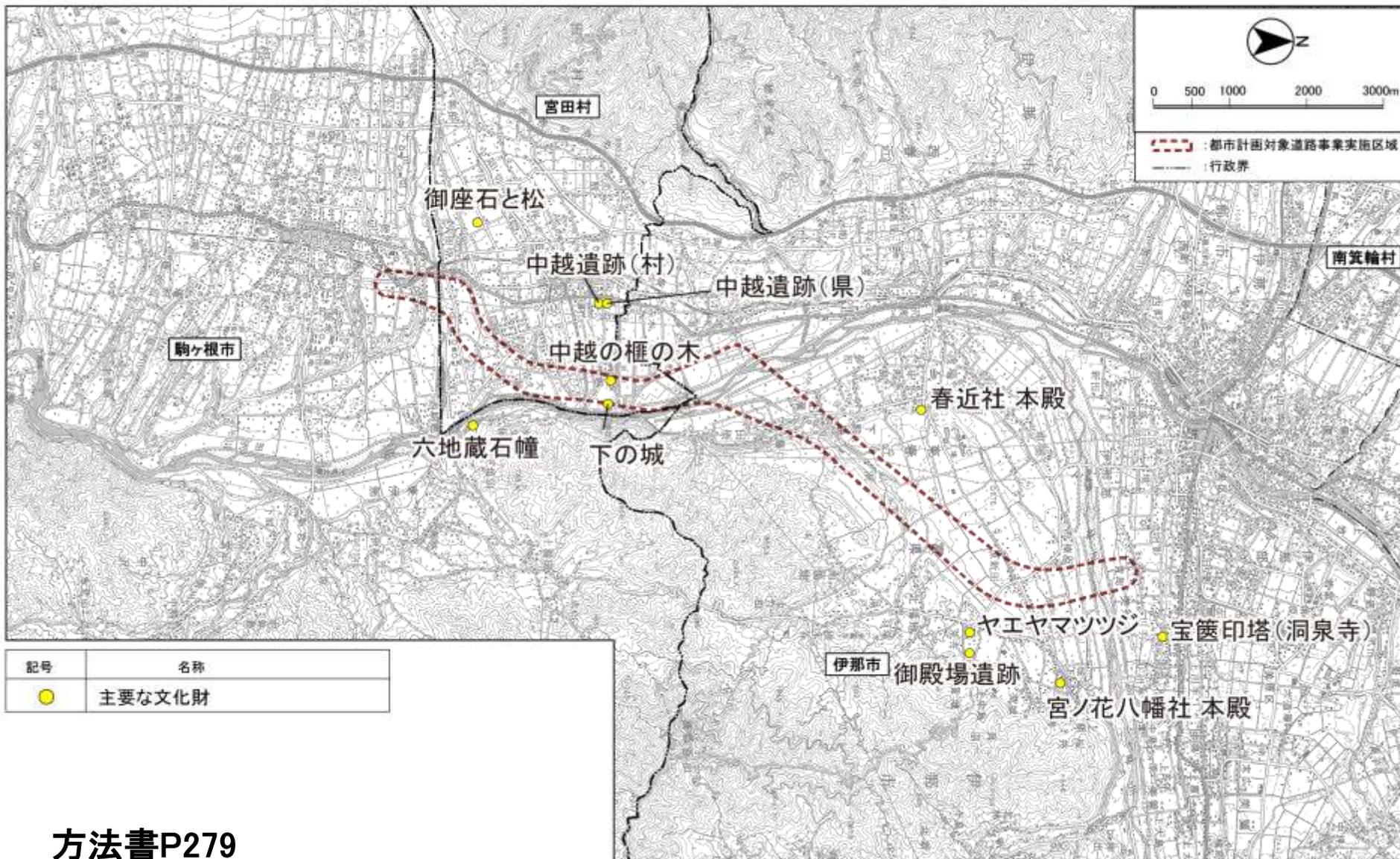
※人触れとは、人と自然との触れ合いの活動の場を示します。



5-14 文化財

【方法書 P275、要約書P60】

環境要素	文化財
調査の手法	文化財の状況により実施
予測の手法	類似事例の引用又は解析による予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価



5-15 廃棄物等

【方法書 P276、要約書P61】

環境要素	廃棄物等
調査の手法	文献調査を基本とし、必要な情報が得られない場合又は不足する場合には必要に応じて現地調査及び聞き取り調査により実施
予測の手法	発生量及び最終処分量の算出による予測
評価の手法	環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価

■調査の手法

予測・評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の情報把握により得られることから、調査は文献調査を基本とし、必要な情報が得られない場合又は不足する場合には必要に応じて現地調査及び聞き取り調査を行う。